

令和3年6月24日（水）に開催した令和3年度第3回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

## 1 議案

(1) 令和2事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

(2) 令和2年度事業報告及び決算報告（財務諸表等）について

ア 趣旨

本役員会前に実施された第1回経営審議会にて、事務局より説明があったため、割愛。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(3) 静岡文化芸術大学大学院学則の一部改正について

ア 趣旨

事務局から、学校教育法の改正（平成31年4月1日施行）に伴い、学位授与に関する事項を定める同法第104条に項ずれが生じたことから、本学大学院学則の該当条項である第13条第1項2号（「大学改革支援・学位授与機構からの学士の学位を授与された者」）について、法改正後の項番号に合わせるよう改正する旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(4) 静岡文化芸術大学学生相談室規則の一部改正について

ア 趣旨

事務局から、相談業務を行うカウンセラーの診断・面接の能力を高め、よりよいカウンセリングに資するため、指導や助言を行うカウンセリングの専門家または指導者を置くため、規則改正をする旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(5) 受託事業について

ア 趣旨

事務局から、地域の団体、企業より2件の業務委託の申し出があり、いずれもデザイン学部教員の監修のもと学生に対する高い教育効果が期待できることから受託したい旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

以上